

令和8年度

岐阜県地域防災クラブ活動支援事業費補助金

募集要領

<お問い合わせ先>

岐阜県 危機管理部 防災課 地域支援係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁5階

TEL 058-272-1111 (内2844)

令和8年4月

岐阜県危機管理部防災課

1 補助金の目的

災害時に、自らの命は自ら守り（自助）、地域でともに助け合う（共助）ことができる地域を維持・継続させていくため、各地域の防災リーダーとなり得る小中高校生が主体となり、防災を楽しく学ぶとともに、学んだ知識に基づき地域で防災に関する活動を行う地域防災クラブの活動やこれらの活動を行う団体の設立を支援する。

2 予算額

500千円

※予算の範囲内で採択します。

3 補助金の概要

(1) 補助事業者

- ア 地域防災クラブ活動（※）を現に運営している法人又は任意団体
- イ 地域防災クラブ活動を今後運営していく予定の法人又は任意団体

※地域防災クラブ活動とは

小中高校生が主体となって防災を楽しく学び、学んだ知識を活用した防災啓発や防災イベントなどを実施する、地域と連携したクラブ活動。

(2) 補助事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、以下の2種類となります。なお、①と②を重複して補助を受けることはできません。

①活動支援

地域防災クラブ活動の一環として取り組む以下の事業。

- ・学習会（防災士を招いた防災講座など）
- ・野外活動（地域の防災施設の見学など）
- ・自主企画事業（防災イベントなど）
- ・定例活動（毎週開催する定例会など）
- ・その他知事が必要と認めたもの

②設立支援

地域防災クラブ活動を今後運営していくための準備行為として行う以下の事業

- ・勉強会（先進団体の関係者を招いた勉強会など）
- ・視察（先進団体の活動内容の現地視察など）
- ・設立準備（活動に必要な各種物品の調達など）
- ・その他知事が必要と認めたもの

(3) 補助限度額

補助金額の上限額は1事業あたり100千円で、上限額の範囲内の補助対象経費を全額補助します。

補助下限額は、1事業あたり30千円です。

なお、国等より補助を受ける場合には、本補助金の対象経費として申請した経費以外の経費に充てることとし、地域防災クラブ活動に係る全体の経費を超えないようにしてください。

(4) 事業実施期間

補助金の交付決定日から令和9年2月28日（日）までとします。

※原則、補助金の交付決定日前に支払った経費は補助対象外となります。

※補助金の交付決定は、交付申請書が届き次第、速やかに審査の上、実施します。

(5) 補助対象経費

- ・補助金の対象となる経費は、事業の対象として明確に区分でき、証拠書類により金額等が確認できるもののみが対象となります。
- ・他の補助金等の対象となっている経費については、本補助金の補助対象経費であっても、対象経費とはなりません。

【補助対象経費】

補助対象経費となるのは、地域防災クラブ活動に要する下記経費とします。

- ・報償費（専門家、講師等の謝金）
- ・旅費（専門家・講師への旅費、地域防災クラブの指導者や児童・生徒が、野外活動等で移動する際の旅費）
- ・消耗品費（単価50千円以下の物品の購入に係る経費）
- ・印刷製本費（各種資料（チラシ、ポスター等）の印刷費）
- ・役務費（切手、郵送料、保険料）
- ・委託料（防災イベントの運営や啓発チラシの作成等の業務の一部を第三者に委託する経費）
- ・使用料及び賃借料（会議室等の賃料、機器レンタル料等）
- ・その他知事が認める経費

【補助対象外経費】

次の経費は、補助金の交付の対象としません。

- ・補助事業者の職員等の人件費
- ・専門家・講師及び地域防災クラブに所属する指導者や参加者以外の旅費（交通費・宿泊費）
- ・汎用性があり目的外使用になり得るもの（事務用のプリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等）の購入費
- ・電話、インターネット等の通信費
- ・国、県等が交付する他の補助金、交付金等の対象となった経費
- ・補助事業に参加料や協賛金等に相当する収入があるときは、その相当額を補助対象外とする。
- ・その他補助することが適当でないと認められる経費

4 交付申請書の提出

(1) 受付期間

令和8年4月6日(月)～令和8年5月29日(金) 17時15分

※締切日の17時15分必着。

※期間までに応募がない場合、または、申請を受け付けてなお予算に余裕がある場合には、随時募集を行います。

(2) 交付要綱等の取得

補助金の交付要綱や実施細目等の様式は、次のいずれかの方法で取得できます。

ア 岐阜県ホームページ

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/485514.html>

イ 窓口

・岐阜県 危機管理部 防災課 地域支援係

(〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁5階)

(3) 提出部数

3部(正本1部、副本(市町村控・団体控)2部)

※交付申請書の内容について、申請書提出後、ヒアリングを行うことがあります。あらかじめご了承ください。

(4) 提出方法

応募団体によって、下記提出先に持参または郵送してください。なお、郵送により提出する場合には、簡易書留、特定記録など配達されたことが確認できる方法によってお送りください。

応募団体	提出先
市町村以外	連携して事業を実施する市町村防災担当部局
市 町 村	市町村及びその他団体申請分を令和8年6月10日(水)までにとりまとめの上、下記に提出 岐阜県危機管理部 防災課 地域支援係 〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁5階

(5) 提出書類

全事業者共通
①交付申請書(補助金交付要綱 第1号様式)
②事業実施計画(活動支援用又は設立支援用)(別紙様式1)
③収支予算書(別紙様式2)
④積算金額の根拠書類(見積書、価格表等)
⑤事業内容を補足する資料(企画書、仕様、図面 等)
⑥団体規約(※申請者が任意団体に限る)

5 事業の選定

(1) 選定方法

申請状況や活動内容等を踏まえ、県において選定いたします。

(2) 選定結果

選定結果は、速やかに窓口となった市町村及び申請者に通知します。なお、選定結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

6 補助事業の実施

(1) 事業の着手

事業の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）及び岐阜県地域防災クラブ活動支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金交付申請書が提出され、補助金の交付決定が行われた後から、補助対象となる事業として実施することができます。（交付決定以前の経費や事業実施期間後の経費は、原則、補助金の対象とはなりません。）

(2) 事業計画の変更

計画書の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ県に報告し、指示を受けてください。

7 補助事業の完了

(1) 補助事業の完了

交付決定を受けた補助事業は、令和9年2月28日（日）までに、事業を完了してください。

※事業の完了とは、補助対象事業を全て実施し終了した時点を指します。

(2) 実績報告書の提出

補助事業の完了後30日以内、または令和9年2月28日（日）のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

(3) 提出書類

全事業共通

- ①実績報告書（補助金要綱 第8号様式）
- ②事業実施状況（別紙様式5）
- ③収支決算書（別紙様式6）及び経費支出管理表（別紙様式6別添）
- ④会計根拠書類（請求書及び領収書の写し等）
- ⑤会計帳簿等の写し
- ⑥事業の実施状況を確認できる書類（事業の成果物（広報物、報告書等））
- ⑦その他知事が必要と認める書類

8 補助金の請求と交付

(1) 補助金の振込先の登録

県からの補助金は、団体の口座に振込みます。このため、交付決定時に送付される「口座振込先登録依頼書兼債権者登録票」(※)を県へ提出し、口座を登録してください(市町村を除く)。なお、口座が未登録の場合、支払いができませんのでご注意ください。

※通帳の見開きページなど、金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義が確認できるものを添付

(2) 補助金の額の確定通知

県は補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、提出書類の検査を行い、適正な事業の執行が確認できた場合、補助金の額の確定通知書を送付します。

(3) 補助金の請求

県から補助金の額の確定通知書を受け取った補助事業者は、速やかに補助金交付(概算払)請求書(第9号様式)を県に提出してください。

(4) 概算払請求

補助金の交付目的を達成するために必要があると認められる場合は、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができます。

概算払を受ける場合は、補助金交付(概算払)請求書(第9号様式)を県に提出してください。

9 留意事項

(1) 事業実施にあたっての留意事項

ア 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の内容や金額を変更しようとする場合、補助対象経費の総額の20パーセントを超える経費の配分の変更がある場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得なければなりません。

イ 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。

ウ 補助事業者が、岐阜県補助金等交付規則等に違反する行為等(他の用途への無断流用、虚偽報告等)をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。

エ その他、「岐阜県地域防災クラブ活動支援事業費補助金交付要綱」等に定める内容についてご確認ください。

(2) 補助事業の終了後の留意事項

ア 実績報告書の内容確認

- ・補助事業が計画通りに行われ、当初の目的が達成されたこと、補助金が適正

に使用されたこと等について、経理（経費の支出管理状況）等を現地（実地）又は書面により確認します。不適切な事例が見受けられた場合には、交付決定が取り消されることがあります。

イ 取得財産等の管理

- ・ 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

ウ 実績報告書等の保管義務

- ・ 県などの会計検査に対応するため、補助金の対象となる領収書や実績報告書等の一連の証拠書類は、補助事業の終了後も5年間（令和14年3月31日まで）は保管しておく義務があります。